

令和8年度

那智勝浦町職員募集要項
(7月1日採用)

那智勝浦町

1. 募集職種・人員・受験資格等

職 種	採用予定	受 験 資 格 等
C 一般行政職	若干名	平成7年4月2日以降に生まれた方で高等学校卒業又はこれと同等以上の学歴を有する者
D 一般行政職 (社会人経験者)	若干名	<p>昭和60年4月2日以降に生まれた者で、高等学校卒業又はこれと同等以上の学歴を有する者のうち、令和8年4月1日現在で、次の①及び②の要件をすべて満たす者（令和8年4月1日現在、40歳以下の者）</p> <p>○ 社会人経験要件</p> <p>① 職務経験期間 直近10年中に60箇月（5年）以上の職務経験を有する者</p> <p>② 継続勤務要件 上記①の職務経験のうち、同一の勤務先において36箇月（3年）以上継続して就業していた期間を有する者</p> <p>【社会人経験（職務経験）の定義】 以下の条件を満たす勤務を「職務経験」として認めます。</p> <p>◆ 勤務時間 週あたり30時間以上の勤務であること</p> <p>◆ 継続期間 上記の勤務時間で1年以上継続して就業していた期間</p> <p>◆ 対象となる職務 会社員、自営業者、公務員、団体職員等として就業していた期間 ※正規・非正規などの雇用形態は問いません</p> <p>◆ 通算方法 職務経験が複数ある場合は、通算することができます ※ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります</p> <p>◆ 直近10年の起算日 令和8年4月1日から遡って10年間 (平成28年4月2日～令和8年4月1日)</p> <p>【通算できない期間】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児休業、介護休業又は病気休暇等により連続して1か月以上勤務しなかった期間は、職務経験期間から除きます ・ただし、労働基準法等に基づく産前産後休業を取得していた期間は通算します ・週あたりの勤務時間が30時間未満の期間は職務経験に含まれません

注1 高等学校卒業（又は同等）とは、高等学校を卒業していること又は文部科学省が実施する「高等学校卒業程度認定試験」に合格していることをいう。

注2 次に該当する人は受験できません。

地方公務員法第16条に該当する人

- ① 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 当町役場において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

- ③ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

2. 試験の方法

- (1) 第一次試験 **※試験方法が今年度から変更となります**

試験区分	試験種目	試験内容
A・B 一般行政職	SPI試験	・SPI3能力検査・性格検査 SPI試験は民間企業の採用活動で最も利用されているテストで、公務員試験のための特別な準備を必要としない試験です。年齢や経験によって変化しづらい「資質」と呼ばれる領域を測るため、事前勉強無しで受験可能です。

※全国から受験可能なテストセンター方式で実施します。自宅でも受験可能で、パソコンやインターネットの推奨される環境が必要です。

SPI試験の概要は右のQRコードからご確認ください。



SPI3 受験の流れ

- (2) 第二次試験（第一次試験合格者のみ）
論述試験、面接試験

3. 試験の日時及び場所

- (1) 第一次試験 SPI試験受験期間 4月27日（月）～5月10日（日）を予定
（受付期間終了後、受験依頼メールが下記のパブリックコネクトのメッセージ機能で届きますので上記の受験期間に受験してください。）

第一次試験合格発表 5月13日（水）

- (2) 第二次試験 日時 **令和8年5月23日(土) 午前9時から**
場所 **那智勝浦町役場**

4. 受験手続

公務員専用求人サイト「パブリックコネクト」での受験申込となります。

持参・郵送での申し込みは受付できませんのでご注意ください。

- ①パブリックコネクトに会員登録

URL <https://public-connect.jp/employer/8227>



パブリックコネクト

- ②那智勝浦町の求人からエントリーフォームへ必要事項を入力。

※エントリー完了後に表示される受験票は、第二次試験当日持参してください。

5. 受付期間

令和8年4月1日(水)～令和8年4月24日(金)

6. 採用及び勤務条件

- (1) 採用は、令和8年7月1日の予定です。
(2) 採用時の給料月額は、基本として、次のとおりです。（令和8年4月1日現在）

職 種	大学卒	短大卒	高校卒
A・B 一般行政職	232,000	216,500	200,300

※卒業後に職歴等がある場合は、上記の金額に一定の基準で算出された額が加算されます。
※上記のほか「職員の給与に関する条例」の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。

7. その他

- (1) 第一次試験にあたり、パソコン等の準備が難しい場合は、那智勝浦町役場で受験できます。日程調整しますので、4月26日(日)までにパブリックコネクトのメッセージ機能でお問い合わせください。
- (2) 交通費は支給いたしません。
- (3) 受験資格がないこと、受験申込書に虚偽の記載が判明した場合又は試験において不正の行為をしたことが判明した場合は、合格を取り消す場合があります。

【受験のお問い合わせ】

那智勝浦町役場総務課 総務係 (電話) 0735-52-4811